

第8回特別弔慰金の申請は お済みですか？

申請期限は、**3月21日(金)**です。

(ただし、請求期限は3月31日(月)までですが、この期限を過ぎると、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。)

■対象者 戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に特別弔慰金が支給されます。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
(戦没者等と生計関係を有していなかった場合等は除く)
- 4 前記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 前記1から4以外の三親等内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた場合に限りです)

■給付内容 額面40万円、10年償還の記名国債

※申請に関する質問・相談があれば、担当課まで早めに連絡してください。

■申請・問合せ 社会福祉課福祉係 ㊦(内線209、299)
西吉野支所厚生課 ㊧(内線17)
大塔支所住民厚生課 ㊨(内線20)



五條市国民健康保険証

4月から個人証(カード)に変更になります

4月から従来の1世帯での保険証から、個人証(カード)に切り替わります。3月中に、郵送する予定ですので、加入者ごとに切り離して使用してください。

ただし、保険税を未納・滞納している人には、郵送されない場合があります。

五條市国民健康保険に加入している

70～74歳の人の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの1年間、病院等の窓口負担が1割に据え置かれます。

(注1)既に3割を負担している人および、所得により1割負担から3割負担に変更になる人は除きます。

(注2)昨年の制度改正では、70～74歳の人の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

■問合せ 保険課給付係 ㊦(内線267、367)